

SBI JOGUCHI SAFETY SSI BUSINESS REPORT 2023



SBI常口セーフティ少額短期保険の現状
2023年版／2022年度決算

SBI JOGUCHI SAFETY SSI BUSINESS REPORT 2023



SBI常口セーフティ 少額短期保険の現状

2023

INDEX

トップメッセージ	1
経営理念・会社概要	2
主な業務の内容	3
経営について	5
業績データ	21

本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明資料）です。

トップメッセージ

日頃より、皆様にはSBI常口セーフティ少額短期保険株式会社をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナが5類に移行し、様々な行事が数年ぶりに開催されるとのニュースを目にするようになりました。

しかしながら、新型コロナウイルスはなくなったわけではありません。

私たちの身の回りにあること、そして、感染力が強く、重症化する方や亡くなる方もいらっしゃることを忘れることなく、今後も、感染の急拡大、爆発的な感染拡大を防止するため、感染症拡大防止に最大限に努めていきます。

皆様の笑顔がたくさん生まれ、地域の活力につながることを期待するとともに、少額短期保険会社としての社会的使命を果たすべく、お客様に寄り添った対応をしてまいります。

当社は少額短期保険業者として2008年5月30日北海道財務局長（少額短期保険）第1号として開業以来、毎年安定した経営基盤を継続し、2020年9月にSBIホールディングス（東証プライム市場上場）及びSBIインシュアランスグループ（東証グロース市場上場）のグループ会社になりました。

SBIグループは、オンライン証券・銀行・保険などの金融サービス事業を中心に、多岐にわたる事業をグローバル展開しており、そこで得られた『高い価格競争力』『グループシナジー』『最先端のテクノロジー』を活用し、地域の皆様の信頼に応えるために、私たちだからできることを考え、今後も地域のニーズに対応した、安心かつ信頼できる良質なサービスの提供ができるように、SBIインシュアランスグループの少額短期保険会社5社による相互販売（クロスセル）やSBI損保、SBI生命との連携を行い、より幅広い保険ニーズに応えられる販売網を構築し、札幌から北海道の皆様、東北の皆様へ発信していきます。

2021年2月にSBI日本少額短期保険と共同開発をしました新商品『みんなの部屋保険G4』は補償範囲拡大、申込方法のペーパーレス化、キャッシュレス化によりご契約者様の手続きの利便性を高めることができ、SDGsにも貢献することができました。

『地域にとけ込み、信頼に応えるために、私たちだからできることがある』

お客様の安心と満足を実現するため、地域のことを良く知り、SBIグループ力を活用し、代理店とともに「顧客中心主義」の徹底に取り組み、地域の皆様からの信頼に応えられる少額短期保険会社を目指してまいりますので、引き続き一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2023年7月

SBI 常口セーフティ少額短期保険株式会社
代表取締役社長 並木 譲平

経営理念

1. 健全な経営の確保及び公正・適正な業務運営を推進し、お客様の保護を図るとともに社会からの期待と信頼に応えます。
2. お客様にとってシンプルでわかりやすい保険商品と、安心のサービスを提供します。
3. 代理店と互いに協力をし、お客様の声を大切にするとともに、相互の発展を図ります。
4. 全役職員が革新的で創造性を発揮できる、先進的な企業風土を築きます。

会社概要

商 号	SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社
設 立	2005年8月31日 (前身の「株式会社常口セーフティ」設立日)
資 本 金	50,000千円
総 資 産	793,043千円
純 資 産	578,044千円
本社所在地	札幌市中央区北一条西5-2-9 北一条三井ビルディング5F
代表取締役	並木 譲平
従 業 員 数	8名(従業員数は、就業人員数を表示しております)
営 業 店 舗	1店
代 理 店 数	1,466店

すべての項目は2023年3月31日現在です。

主な業務の内容

会社の目的

当社は、次の業務を行うことを目的としています。

1. 少額短期保険業
2. 他の少額短期保険会社または保険会社（外国保険業者を含む）等の保険業に係る業務の代理または事務の代行業務
3. その他前各号に付帯または関連する業務

業務の概要

当社が現在行っている主な業務は次のとおりです。

1. 少額短期保険業
 - ・ 賃貸住宅総合保険2021（みんなの部屋保険G 4）の引受及び契約の維持・管理、保険金の支払
 - ・ 賃貸住宅災害時生活復旧費用保険の引受及び契約・契約の維持・管理、保険金の支払
2. 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行業務
 - ・ SBI損害保険株式会社の保険商品の取り扱い

SBI インシュアランスグループの一員として

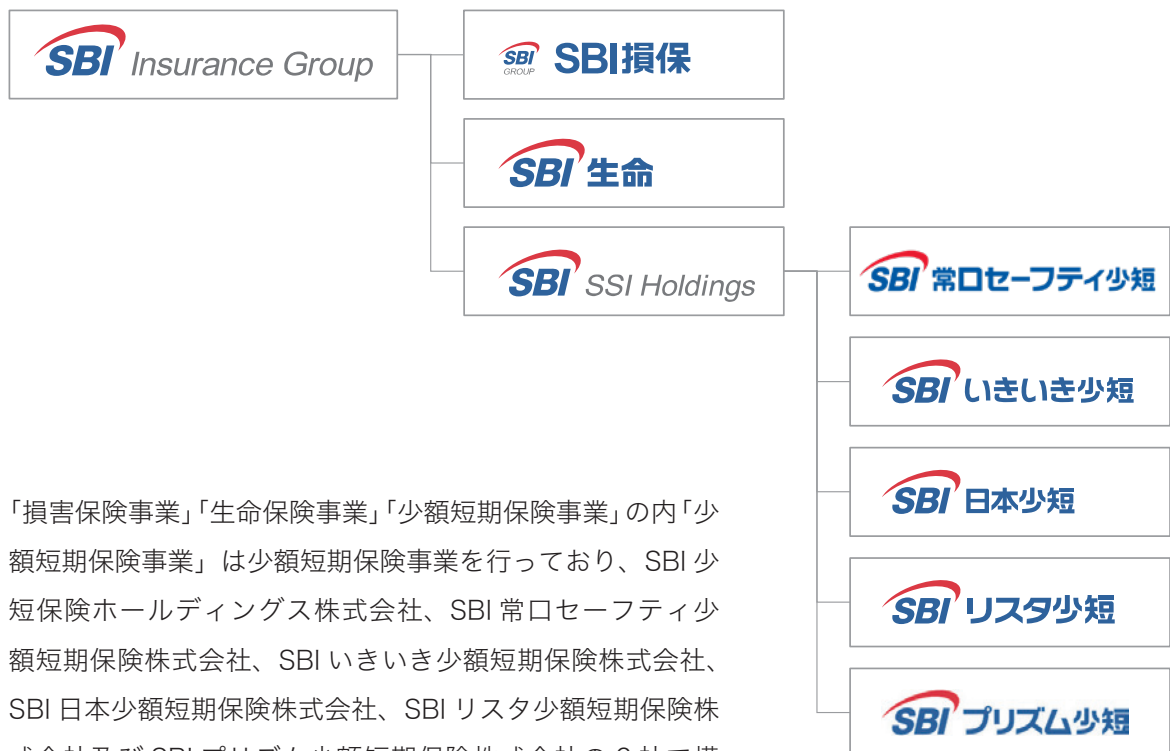
2020年9月30日より当社は、SBI インシュアランスグループ入りしました。

お客さまの利益を最優先する「顧客中心主義」を徹底し、インターネットをはじめ、Fintech や AI などの最新テクノロジーを積極的に活用することにより、チャネルに応じた商品を少額短期保険の強みを活かしながら供給することで、さらなる飛躍が可能となりました。

2021年2月1日より SBI 日本少額短期保険株式会社と共同保険により賃貸住宅総合保険 2021（みんなの部屋保険 G 4）の引き受けを開始、2023年2月1日より家財補償プラン（賃貸住宅災害時生活復旧費用保険）の引受を開始いたしました。

SBI インシュアランスグループ

SBI インシュアランスグループは、日本のインターネット金融のパイオニアである SBI グループの保険事業を担う企業グループです。 保険持株会社である SBI インシュアランスグループ株式会社のもと、損害保険会社、生命保険会社、当社他少額短期保険会社 4 社とその持株会社である SBI 少短保険ホールディングス株式会社が一体となって総合的な保険事業を展開しています。



「損害保険事業」「生命保険事業」「少額短期保険事業」の内「少額短期保険事業」は少額短期保険事業を行っており、SBI 少短保険ホールディングス株式会社、SBI 常口セーフティ少額短期保険株式会社、SBI いきいき少額短期保険株式会社、SBI 日本少額短期保険株式会社、SBI リスタ少額短期保険株式会社及び SBI プリズム少額短期保険株式会社の 6 社で構成されております。

▶ 経営について

代表的な経営指標	6
コーポレート・ガバナンス体制	7
組織図	8
リスク管理体制	8
法令等遵守(コンプライアンス)方針	9
情報開示	10
行動規範	10
勧誘方針	11
顧客中心主義に基づく業務運営方針	12
反社会的勢力に対する基本方針	14
個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	14
保険商品	15
契約手続き	17
保険募集制度	18
保険金のお支払い	18
指定紛争解決機関	20

代表的な経営指標

(単位:千円)

項目 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
元 受 正 味 保 険 料	832,856	1,573,023	1,669,039
正 味 収 入 保 険 料	41,643	78,651	83,452
正 味 損 害 率	34.5%	20.5%	21.7%
正 味 事 業 費 率	43.0%	27.5%	△75.0%
保 険 引 受 利 益	53,181	31,284	110,807
経 常 利 益	54,382	36,332	116,158
当 期 純 利 益	△33,410	26,173	81,381
ソルベンシー・マージン比率	5,810.9%	2,803.8%	2,618.4%
総 資 産 額	740,704	687,862	793,043
純 資 産 額	470,489	496,662	578,044
保 険 業 法 上 の 純 資 産 額	483,770	511,812	595,831

*保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金を加えたものです。

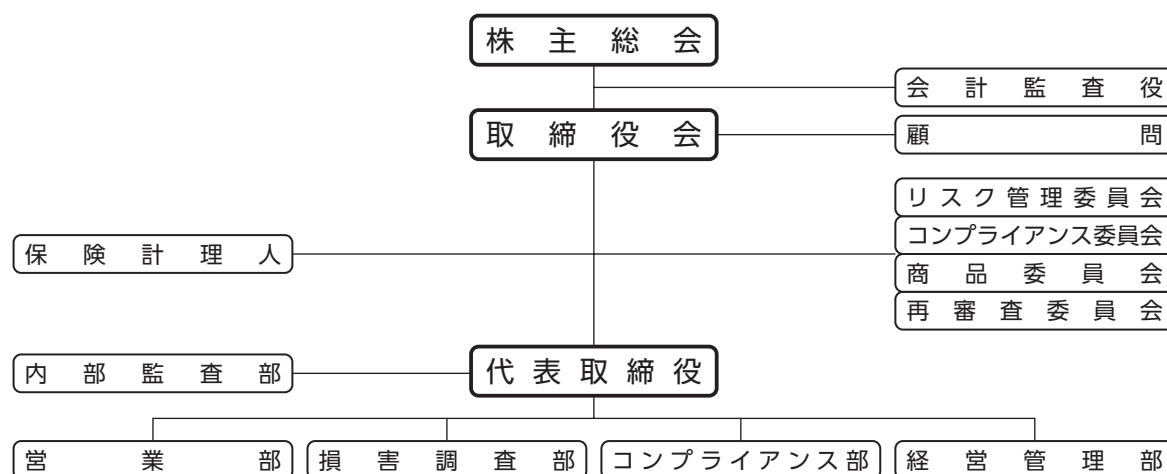
*ソルベンシー・マージン比率及びその他の用語につきましては、29ページ以降の業績データ項目に記載されておりますので、ご参照下さい。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、少額短期保険業の公共性を重視するとともに、取巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、各種法令を遵守するとともに業務の健全な運営を行うため、下記の体制を確立しています。

取締役会	内部統制システムの構築、経営方針・経営計画の策定・決定を行います。また、法令の遵守、保険募集、顧客の保護、財務の健全性、商品開発管理、保険引受リスク等の整備、検討、承認を行います。代表取締役は、これら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、組織全体に方針を周知徹底します。
各種委員会	コンプライアンス委員会：コンプライアンスに係る方針・施策・教育計画等を審議・策定し、推進状況や重要な課題を取締役会に報告します。 リスク管理委員会：当社事業に関するリスク分析を行い、その管理体制の強化・管理手法の協議検討を行い各部門のリスク管理状況を総合的に把握します。 商品委員会：商品開発・商品改定の検討・協議を行います。 再審査委員会：適正な保険金支払を行い契約者保護を図るため、保険金請求に関する苦情案件は、外部の弁護士に参加いただき、公平な判断を諮ります。
監査役	損害保険会計に習熟した公認会計士に会計監査を委託し、開かれた経営を目指しています。
保険計理人	支払備金や準備金の健全性に関する法令で定められた確認検証業務を行い、意見書を取締役会に提出します。
コンプライアンス部	全社的なコンプライアンスについて統括します。コンプライアンス部は、年間のコンプライアンス・プログラムの策定を行い各部門に周知徹底し、その進捗状況を管理しています。
内部監査部	法令遵守、契約者保護に主眼をおいて、お客様相談室の苦情対応・管理状況の監査と各部門及び代理店の監査を行い、その結果と改善状況等を取締役会に報告します。

組織図



リスク管理体制

当社は、少額短期保険事業を行うにあたり直面する業務上の各リスクにつき、適切な予防策を講じるとともに、危機発生時に対応するため、以下のリスク管理体制を整備しています。

- 1. 保険引受リスク** 取締役会が、経営管理部からの報告や、保険計理人の意見等を踏まえリスク管理委員会を開催の上、保険引受リスクを決定します。商品開発及び商品改定等に関するリスク、保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な準備金及び支払備金の積立に関するリスク等を検討し、経営の安定化を図っています。
 - (1) **集積リスク** 名寄せシステムにより、一の被保険者に関わる保険金額の限度額及び「一の保険契約者に係わる被保険者の総数」を管理します。
 - (2) **危険リスク** 賃貸借契約を締結する住宅専用の建物または戸室の入居者のリスクのみをお引受します。
 - (3) **損害率変動リスク** お引受した保険契約の一部を再保険契約に付すことでリスクのコントロールを行っています。再保険先は、S & P社による格付けでA-以上の格付けを維持していることを基本としています。
また、保険期間中に経営維持に重大な影響を与えると見込まれる事由が発生した場合、保険計理人の意見に基づき取締役会で決議し、財務局に届け出た上で、保険金の削減を実施します。

- 2. 事務リスク** 社員・代理店による事務処理上のミスや不正な処理を防止するため、当社はデータ入力等をシステム化し、そのシステムによるチェック機能を使い契約の引受けと保全に関連する事務ミス等の発生を防いでいます。
- 3. システムリスク** コンピュータからの情報漏えい、及びシステム障害等を排除するため、基幹システムの運営をPマーク認定及びISO9001を認証取得しているシステム管理会社に委託するとともに、個人情報秘密保持契約を締結しています。
- また、社内システムにはファイアウォールを設定し、ID・パスワードによるアクセス制限を設定するとともに、顧客データのバックアップをシステム管理会社と当社の2箇所（埼玉及び札幌）で行うことにより、大規模災害発生時でも業務運営に支障がないよう備えています。
- 4. 資産運用リスク** 日常の資金繰りを管理するとともに、大規模災害発生時には再保険金の迅速な回収により、保険金支払いと当社の資金繰りが円滑に行われるよう体制を管理しています。資産の運用につきましては、安全性と流動性の確保を第一義としています。

法令等遵守（コンプライアンス）方針

当社は、コンプライアンスが経営の基本であると考え、以下の方針を定めこれを実行しています。

1. 全役職員に対し、行動規範、各種法令及び社内規程・ルールを遵守させるため、コンプライアンス委員会、コンプライアンス部を置く組織体制としています。
2. 年間コンプライアンス・プログラムを策定し、各部門は全社目標、部門取組み施策に従い、それを着実に実行していきます。
3. 内部監査部が、社内各部門、代理店、及びお客様相談室の業務遂行状況の監査を毎年実施し、その結果と改善状況等を取締役会に報告します。

情報開示

当社はお客様をはじめとするあらゆる皆様に、当社をご理解いただき、また正しくご評価いただくために当社に関する情報の適宜・適切な開示に努めています。

ホームページ



ディスクロージャー誌



行動規範

法令・社内規範を遵守し、企業の社会的責任をはたすべく行動します。

1. 健全な保険事業の発展のため、法令・社内規範の遵守を第一に考え、公正・適正な業務運営に努め、組織をあげてコンプライアンスの徹底を図ります。
2. 業務上知り得た個人情報・企業情報や守秘すべき社内情報の取扱いについて細心の注意を払い、外部に漏えいしないよう厳正な管理に努めます。
3. 経営の透明性を高めるため、適時・適切な企業情報の開示に努めます。
4. 健全かつ透明な事業運営を推進するため、常に業務の効率化・経営資源の有効活用に取り組むとともに、各部門でのリスク管理体制の強化と内部監査体制の充実を図ります。
5. 意思決定のプロセスを明確にし、健全なコーポレートガバナンスを構築します。
6. 企業の社会的責任として反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨みます。

お客様に最も身近で、圧倒的な支持をいただける保険会社を目指します。

1. お客様のニーズにお応えした、シンプルでわかりやすい保険商品の開発・提供に努めます。
2. お客様の立場に立った、安心されるクレームサービスの提供を心掛けます。
3. お客様に誠実・親切に対応し、その意見・要望・苦情などあらゆる声を真摯に受け止め、これを業務に反映させます。
4. 代理店と互いに協力して、法令遵守に重点をおいた、お客様から信頼される業務能力の高い募集人の育成に努めます。

役職員一人一人が、人格・見識・能力の向上に努めます。

1. 全役職員が、革新的な創造性を発揮できる先進的な企業風土を築きます。
2. 個人の人格・個性を尊重するとともに、性別・年齢・国籍・宗教・社会的地位・身体障害などを理由に差別をしません。
3. 役職員の心身の健康管理と職場環境の改善に努めます。

勧誘方針

保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険商品の販売に努めます。

- 販売にあたっては、お客様にご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な保険商品の販売・勧誘活動を行います。

お客様の保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った保険商品の選択・販売に努めます。

- お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品設計・説明、販売・勧誘活動を行います。
- 販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分配慮してまいります。
- ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な管理・保持に努めます。

お客様と直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法に創意工夫をこらし、お客様にご理解いただけるよう常に努力します。

- お客様に保険商品の内容について十分な理解が得られるように販売資材に工夫をこらし、より詳細にかつ密度の濃いものとして努力してまいります。

お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。

- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては迅速かつ的確に処理するよう常に努力をしております。
- お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。
- お客様に関する情報は、適正な取扱いにより個人情報の保護に努めてまいります。

顧客中心主義に基づく業務運営方針

SBIグループは、1999年の創業当初からお客様の利益を最優先する「顧客中心主義」を貫き、インターネットをはじめとする革新的な技術を積極的に活用することで、より好条件の手数料・金利でのサービス、金融商品の一覧比較、手数料の明示、魅力ある投資機会、安全性と信頼性の高いシステム、豊富かつ良質な金融コンテンツ等、真にお客様の立場に立った金融サービスの提供に努めてまいりました。SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、SBIグループの掲げる「顧客中心主義」のもと、SBIグループの少額短期保険業者間等での提携販売の推進など、少額短期保険事業におけるSBIグループ企業とのシナジー効果の追求を通じて、顧客価値の最大化を目指してきました。

こうした取り組みをより一層強化・徹底していくために、「顧客中心主義に基づく業務運営方針」を公表するとともに、顧客満足度など常にお客様の視点からその取り組みや成果を評価し、定期的に見直しを行ってまいります。

1. 「顧客中心主義」の徹底

当社は、常に誠実・親切にお客様と向き合い、安心かつ信頼できる良質なサービスを提供できるよう「顧客中心主義」の徹底に努めてまいります。

2. お客様にとって最適な商品・サービスの提供

当社は、お客様の安心と満足を実現するために、多様化するお客様のニーズを把握し、わかりやすい商品・サービスの開発に努めてまいります。

3. お客様にとって分かりやすい情報の提供

当社は、お客様のご意向に沿った保険商品を選択いただけるよう、商品・サービスに関する重要な情報について、分かりやすく丁寧な説明をするように努めてまいります。

4. お客様の声に真摯に耳を傾け、改善に活かす取り組み

当社は、お客様からいただいた声に真摯に耳を傾け、誠意をもって迅速かつ適切に対応します。

また、お客様の声を業務の改善につなげ、思いやりのあるサービスの向上に活かします。

5. お客様に寄り添った事故対応を実践する取り組み

当社は、常に「顧客中心主義」の視点に立ち、事故に遭われたお客様や事故のお相手の方にご安心いただくため、迅速かつ丁寧な説明と適切な保険金のお支払いを実践します。

6. お客様の利益を不当に害することのないよう適切に業務を行う取り組み

当社は、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切に業務を行ってまいります。

7. 全役職員が「顧客中心主義」の基本精神をもって行動します

当社は、「顧客中心主義」の基本精神をもって誠実・親切な対応がすべての役職員に実践されるよう社員教育を継続的に行ってまいります。

また、社員の評価においても「顧客中心主義」に高い価値観を置くことにより、時代の変化に対応できる企業風土の構築を図ります。

「顧客中心主義に基づく業務運営方針」に関する取り組み結果（2022年度）は、下記のURLからご確認ください。

https://www.safesafe.co.jp/wp-content/themes/safesafe/pdf/fiduciaryduty_result_2022.pdf

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える「反社会的勢力」による不当請求に対して、毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、「反社会的勢力」との関係を遮断することに努め、業務の適切性及び健全性を確保するために以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を行います。

1. 反社会的勢力との関係断絶

「反社会的勢力」とは取引を含めた一切の関係を遮断します。

2. 不当請求の拒絶

「反社会的勢力」による不当請求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

3. 役職員の安全確保

「反社会的勢力」による不当請求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。

4. 外部専門機関との連携

「反社会的勢力」による不当請求に備えて、平素より警察、暴力追放運動推進センター、あるいは弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。

5. 裏取引や資金提供の禁止

「反社会的勢力」に対しては、事案を隠蔽するためのいかなる裏取引を行わず、またいかなる理由があっても「反社会的勢力」に対する資金提供は行いません。

6. 有事における民事、及び刑事の法的対応

「反社会的勢力」による不当請求等がなされた場合には、あらゆる民事上の法的対抗措置を講じるとともに、刑事事件となることを躊躇しません。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の信頼をもととする当社業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律及びその関連法令を遵守し、「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定め、個人情報の適法かつ公正な手段による取得と利用、及び正確性と機密性の保持に努めます。

「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」の詳細は当社ホームページをご覧ください。

家財補償プラン（賃貸住宅災害時生活復旧費用保険）の特徴

火災をはじめさまざまな偶然な事故により、入居者（被保険者）の所有する家財に損害を被った場合や、賃貸借契約に基づき、または緊急的に入居物件を修理した費用を生活復旧費用保険金としてお支払いします。さらに、火災等により宿泊施設を利用する費用、引越しのための費用について仮住まい費用保険金をお支払いします。

- 保険期間：1年または2年とします。
- 保険始期：保険開始日の午前0時に開始します。

注：新規契約の場合には、保険料領収前に発生した損害に対しては、保険金は支払われません。

- お支払いする保険金：生活復旧費用保険金、仮住まい費用保険金です。

(詳細はパンフレット、重要事項説明書、もしくは普通保険約款をご覧ください。)

※貸主・第三者に対する賠償責任保険は含まれていません。

法令による注意事項（特にご注意いただくこと）

パンフレット

住宅にお住まいのみなさま、ただいま加入中の保険では 家財が補償されない場合があります。

法人が契約
入居者が契約

法人が契約している入居者のお部屋の保険等は、家主等に対する補償のみで、入居者の家財は補償外となっている場合が多く、万一が被災した際の個人のな出費に対して対応することができません。

損失した家具・家電・衣類などの購入費用、仮住まい費用などにも対応する保険への申込みを是非ご検討ください。

生活復旧費用保険

事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金をお支払いします。

①火災・消害・破損・焼失

②風災・ひょう災・雪災

③建物外から物体の落下・衝突・車両の飛び込み

④水漏れ
給排水設備に起因した漏水又は
はたきの目詰まりによる水漏れ

⑤溢漏
排水管上の配管の接続不良、汚濁
その他による浸水及び、雨水、湧水
等による浸水（下水道工事関係を除く）

⑥水災
地上部、地下部分による漏水、
雨漏り、土砂崩れ等の災害によって
発生した水被害を受けたとき

⑦水道管系統破断
常用水道管が凍結し、破裂した
場合の破損修理の費用について

- (1) 標準的な賠償額：1棟あたり1万5千円限度
超過：1棟あたり1万円限度
- (2) 入居者による、盗用や悪用に伴う損害
- (3) 保険料率の優待措置
- (4) 被害確認とそれと同等程度の支払が必要とする不足額は約半減、減額を免除、保
- (5) 賃貸物件の場合で被害確認により必要となる応急処置に協力

①～⑦の事故により被保険者または同居家族の借戸主に収容中の家財、もしくは借戸主に損害を被った結果、被保険者及び入居者の生活を事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金額（生活復旧費用保険金）を限度としてお支払いします。

さらに

● 借家人または家族の賠償責任の範囲

● 盗難による被害が生じ、その盗難がアロックスのロック機構を侵害したことで「ピンキング」による被害が生じた場合には、同様な動作を防止する目的で、事故日から180日以内に支払したアロックスの盗難に必要な費用

仮住まい費用保険

宿泊施設を利用する費用引越しのための費用に対しての保険金をお支払いします。

- 生活復旧費用保険金+保険金額の50%以上支払われる場合で、かつ契約者または被保険者が借戸主の賃貸契約の更新の日로부터1ヶ月以内で解約し、賃貸業者からの上乗せ保証金を請求した場合、かつこの保証金は上乗せ保証金の借戸主の協定のために支払われる場合に、1回の事故につき5万円を限度として、上記の上限を超えた支出に充当されるもの

- 2 -

1. 当社は、保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、また保険契約の移転等における資金援助の補償対象契約に該当しません。
2. 当社が引受ける「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険」の保険期間は1年間または2年間のいずれかになります。

また、この保険契約により当社が支払う保険金の合計額は、1回の事故につき、保険証券等記載の金額を限度とします。
3. 保険金支払事由が集中して発生し、当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
4. 一保険契約者について引受ける全ての被保険者の総数は原則100名までとなります。
5. この保険の収支を検証して不採算となる場合で、継続契約の引受けが困難となった場合には、継続契約をお引受けできないことがあります。

みんなの部屋保険G 4（賃貸住宅総合保険 2021）の特徴

賃貸住宅にお住まいの方専用の「みんなの部屋保険G 4」は、火災、風災、水濡れ、盗難などの事故により、お手持ちの家具や家電製品など家財に生じた損害を補償する保険です。偶然な事故による借戸室内の破損・汚損に関する修理費用や電氣的・機械的事故によるエアコン・コンロなど付属設備の故障に関する修理費用に加え、入居者の死亡による原状回復費用や遺品整理費用を補償するなど、借戸室に関する補償に特化していることが特徴です。

法令による注意事項（特にご注意いただくこと）



みんなの部屋保険

G4

＼あなたの賃貸住宅生活をサポートする充実の補償／

家財補償	修理費用補償
事故などがあったとき、あなたの家財の損害を補償します  火災  盗難  水漏れ  落雷 など…	思わぬ事故で居室を修理した費用を補償します  ガラス交換費用  シンジヤー交換費用  浴槽修理費用  便座交換費用 など…
賠償責任補償	その他の費用補償
さまざまな賠償リスクからあなたを守ります  借家人賠償責任保険金  借人賠償責任保険金 	事故などによる思わぬ出費をカバーします 盗取盗取片付費用 盗難転居費用 臨時宿泊費用 修理費用 再発防止費用 被災転居費用 損害防止費用

1. 当社は、保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、また保険契約の移転等における資金援助の補償対象契約に該当しません。
2. 当社が引受ける「みんなの部屋保険G 4」の保険期間は1年間または2年間のいずれかになります。また、この保険契約により当社が支払う保険金の合計額は、1回の事故につき、保険証券等記載の金額を限度とします。
3. 保険金支払事由が集中して発生し、当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
4. 一保険契約者について引受ける全ての被保険者の総数は原則100名までとなります。
5. この保険の収支を検証して不採算となる場合で、継続契約の引受けが困難となった場合には、継続契約をお引受けできないことがあります。

みんなの部屋保険G 4は、SBI 日本少額短期保険株式会社を幹事会社とし、SBI 常口セーフティ少額短期保険株式会社と共同保険として引き受けを行います。なお、共同保険の引受割合は、SBI 日本少額短期保険株式会社、SBI 常口セーフティ少額短期保険株式会社ともに50%です。両社は、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事会社は、非幹事会社の代理、代行を行います。

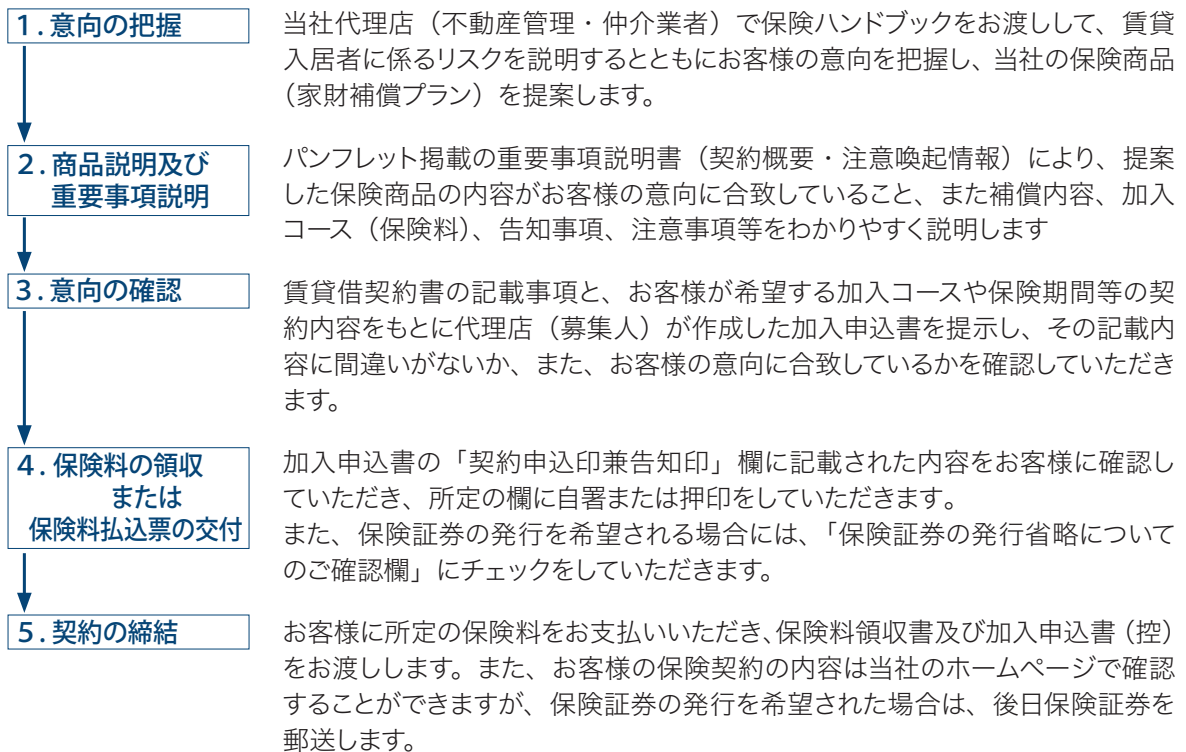
共同保険とは

複数の保険会社等が共同で保険契約を引き受けることです。一般的には以下の効果があります。

- ・ご契約者様にとって、保険会社等の倒産リスクを分散させる。
- ・1つの保険会社等で引き受けきれないリスクを受けることができる。

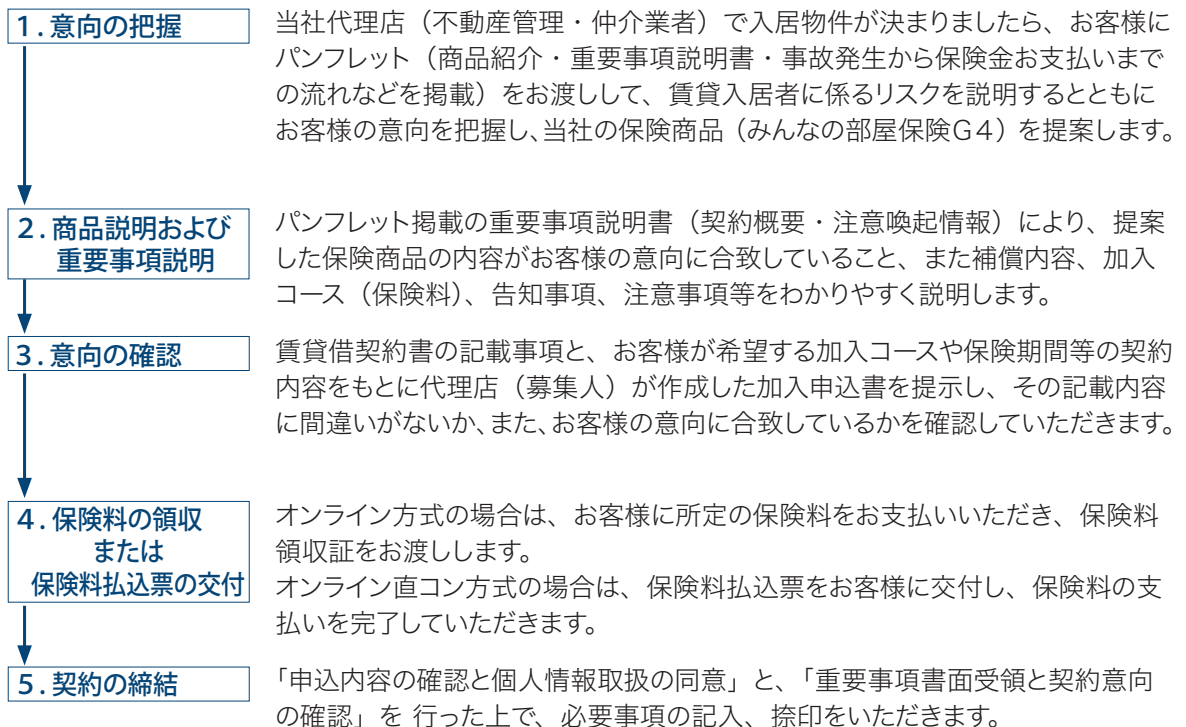
※共同保険を導入することで、ご契約者様に特別な負担が生じることはありません。

家財補償プランの契約手続き



みんなの部屋保険G4の契約手続き

<オンライン方式・オンライン直コン方式の場合>



<ネット申込の場合>

「賃貸向け保険ネット申込のご案内」用紙をご契約者様にお渡しその用紙に印刷されているQRコードを読み取りログイン、またはSMS送信で契約者様の携帯電話にログインURLを送りログインする。後は、お客様ご本人が手順に従い全ての申込手続きを完了し契約成立となります。

保険募集制度

代理店登録及び届出

当社と委託契約を締結した代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っています。また実際にお客様と保険契約の手続きを行うことができる保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。

代理店の業務

代理店は、当社に代わってお客様に適切な保険商品をお勧めし、お客様のご意向を確認した上で保険契約を締結し、保険料を受領しています。保険商品をご案内する際には商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明していきます。

代理店教育

代理店に対して各種法令、社内規程等で定められた保険募集ルールを周知徹底させるため、保険販売マニュアル等を作成して教育を行っています。

代理店監査

代理店による保険募集が適正に行われている事を確認するため、内部監査部は、毎年、代理店の監査計画を策定の上、代理店の法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、不備等のある場合は業務適正化の指導を行っています。

保険金のお支払い

<家財補償プラン（賃貸住宅災害時生活復旧費用保険）>

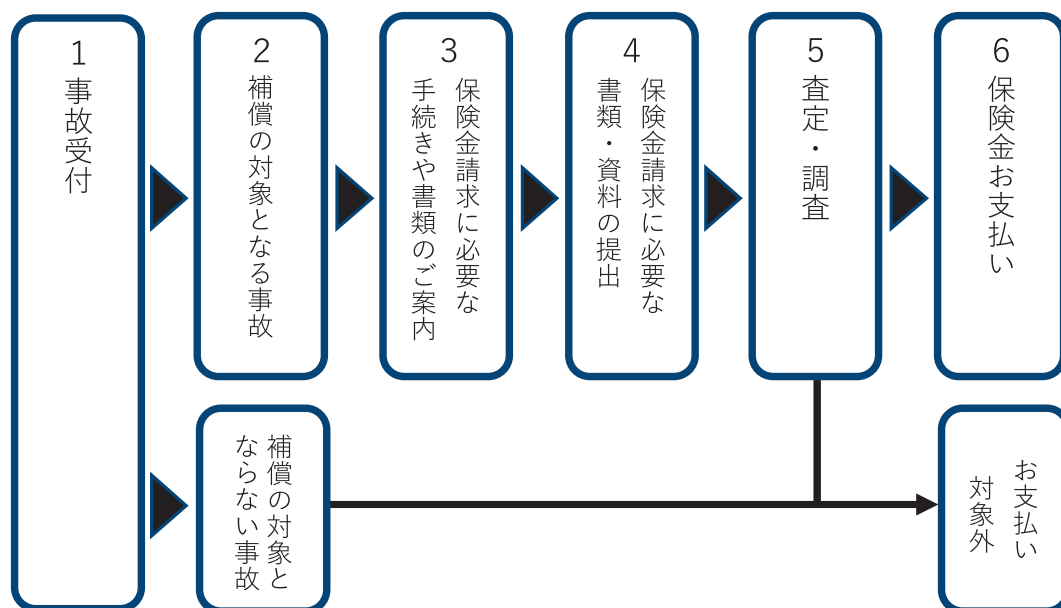
事故が発生した場合の保険金の支払いは、当社の最も重要な業務です。迅速で的確な損害調査を行い、公平・公正な保険金支払を遂行し、保険契約者及び代理店から高い信頼を得るため、当社では「保険金請求に必要な書類を受領した日から、30日以内にお支払する」ことを約束しています（特別な調査を要する場合を除きます）。

家財補償プラン（賃貸住宅災害時生活復旧費用保険）の事故発生から解決・保険金お支払まで

火災・爆発事故の時は、お客様自身の安全を確保し、損害の拡大防止を行い消防署に通報してください。

また、盗難の時は、警察署に通報してください。窓ガラスまたはドアが破損されている場合は、貸主または管理会社にも連絡してください。

◆保険金支払いのフロー



◆事故受付について

当社では、事故受付を24時間365日体制で行っております。

事故受付専用：0120-889-212（受付時間 平日9：00～17：00）
FAX：011-271-8817
上記時間以外及び土日祝日は：0120-575-377

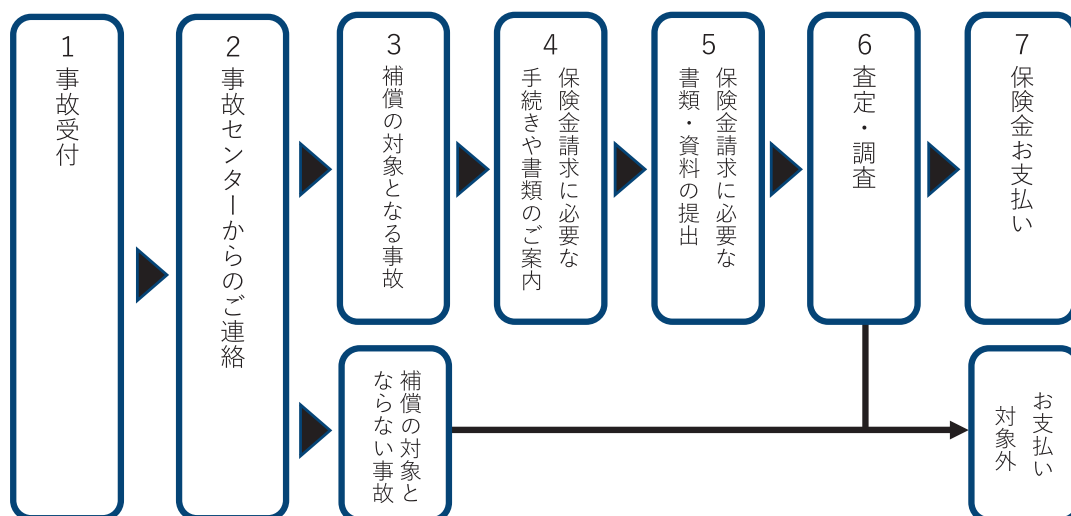
<みんなの部屋保険 G4>（賃貸住宅総合保険2021）

事故のご連絡をいただいてから、保険金のお支払いまでの基本的な流れは以下のとおりです。

あくまでも基本的なパターンであり、被害の状況によって異なる場合がございます。

ご不明な点等がございましたら、事故受付センターへご連絡ください。

◆保険金支払いのフロー



事故受付専用 0120-308-838（受付時間 24時間・365日対応）

◆適正な保険金支払のために

保険金支払は個人情報保護法に則り、「損害調査業務マニュアル」、「火災・賠償責任保険損害調査マニュアル」に基づき公正に支払いをし、その業務の適正性について内部監査部で監査を行っています。

◆再審査請求制度について

お客様からの保険金請求に対して、当社のお支払に関する判断につきご了承いただけない場合には、お客様からのご請求により「再審査請求制度」をご利用いただくことができます。お客様から再審査のご請求をいただいた事案については、外部の弁護士を入れた「再審査委員会」において、当社損害調査部の判断内容について再審査します。

再審査請求の対象事案

「再審査請求制度」の対象となる事案は、ご契約内容（約款）に基づき、保険金支払の対象外とされたものです。

再審査請求の方法

再審査を請求するには、お客様から当社へ「再審査請求書」を提出いただきます。詳しくはお客様相談室にお問い合わせください。

お客様相談室 011-271-8816

営業時間：平日 9:00～17:00（土日・祝祭日・年末年始を除く）

指定紛争解決機関

お客様の必要に応じて、指定少額短期保険業務紛争解決機関である「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。「少額短期ほけん相談室」は公正かつ中立な立場からお客様と少額短期保険業者との和解の斡旋・解決支援を行っております。

一般社団法人 日本少額短期保険協会

T E L : 0120-82-1144 （フリーダイヤル）

F A X : 03-3297-0755

ご相談フォーム : <https://ws.formzu.net/dist/S23780034/>

受付時間 : 9:00～12:00 13:00～17:00

受付日 : 月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

▶ 業績データ

2022年度における業務の概況	22
-----------------------	----

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な 業務の状況を示す指標	23
2. 直近の2事業年度における主要な 業務の状況	23
3. 保険契約に関する指標	25
4. 経理に関する指標等	27
5. 資産運用に対する指標等	27
6. 責任準備金の残高の内訳	28
7. ソルベンシー・マージン比率	29
8. 時価情報等	30

経理の状況

1. 貸借対照表・会計監査について	31
2. 損益計算書	33
3. 株主資本等変動計算書	36
4. キャッシュ・フロー計算書	38

2022年度における業務の概況

事業環境及び成果等

当年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症への対応と社会経済活動の両立が進み、個人消費の回復や企業の設備投資の増加などにより、全般的に持ち直しの傾向が続きました。一方、エネルギー・食料価格の高騰による物価上昇が相次ぐなど、一部に不透明感がみられる状況となりました。

少額短期保険を含む保険業界におきましては、新型コロナウイルス感染症や自然災害等によって直接的な影響を受けられたお客様に対して、確実な保険金・給付金の支払いを行うために各種特別取扱いを実施するなど、保険事業の社会的責任を全うすべく業界全体で総力を挙げた取り組みが行われました。また、デジタル技術を活用した新しい商品やサービスの創出に向け、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する各種取り組みも推進されました。

2021年2月より、グループ会社のSBI日本少額短期保険株式会社と賃貸住宅総合保険 2021を共同で引き受けており、順調に保険料が増収となっております。また、当社は、旧商号に「SBI」を冠した商号に変更したこともあり、SBIグループとの連携をより一層強化しております。

1. 当期の保険料収入は、前年度6.9%増の1,745,080千円となりました。また、当期経常利益は、前年度219.7%増の116,158千円、当期純利益は81,381千円となりました。
2. 純資産は、前期末496,662千円から16.3%増の578,044千円となりました。
3. ソルベンシー・マージン比率は、前期2,803.8%から当期2,618.4%になりました。

対処すべき課題

1. ガバナンス体制の一層の強化

親会社である SBI 少短保険ホールディングス株式会社との経営管理契約に基づく親会社からの経営指導もあり、グループの制度・規程等導入などガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、一層の整備をするとともに、制定した規程等に基づく運行を図ってまいります。

2. 賃貸住宅総合保険 2021（共同保険）の募集・引受管理体制の一層の強化

2021 年 2 月より、賃貸住宅総合保険 2021 を SBI 日本少額短期保険株式会社と、共同で引受しております。同社を共同保険幹事会社、当社を共同保険非幹事会社とするものです。同社に委託している業務を適切にモニタリングし、保険引受損益を適切に管理するとともに、同社とともに全国に広がった代理店を適切に管理してまいります。

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円)

項目 \ 年度	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
正味収入保険料	41,643	78,651	83,452
経常収益	1,761,502	3,165,378	3,377,777
保険引受利益	53,181	31,284	110,807
経常利益	54,382	36,332	116,158
当期純利益	△33,410	26,173	81,381
正味損害率	34.5%	20.5%	21.7%
正味事業費率	43.0%	27.5%	△75.0%
資本金	50,000	50,000	50,000
(発行済株式総数)	(1,000株)	(1,000株)	(1,000株)
利息及び配当金収入	—	—	6
純資産額	470,489	496,662	578,044
保険業法上の純資産額	483,770	511,812	595,831
総資産額	740,704	687,862	793,043
責任準備金残高	74,353	82,952	97,045
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	5,810.9%	2,803.8%	2,618.4%
配当性向	—	—	—
従業員数	9人	9人	8人

2. 直近の2事業年度における主要な業務の状況

(1) 正味収入保険料

(単位:千円)

項目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	78,651	100%	83,452	100%
その他	—	—	—	—
合計	78,651	100%	83,452	100%

* 正味収入保険料とは、元受正味収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

(2) 元受正味保険料

(単位:千円)

項目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	1,573,023	100%	1,669,039	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,573,023	100%	1,669,039	100%

*元受正味保険料とは、元受保険料から解約返戻金及びその他返戻金を控除したものをいいます。

(3) 支払再保険料

(単位:千円)

項目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	1,494,372	100%	1,585,587	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,494,372	100%	1,585,587	100%

*支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものをいいます。

(4) 保険引受利益

(単位:千円)

項目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	31,284	100%	110,807	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	31,284	100%	110,807	100%

*保険引受利益とは、保険引受収益から保険引受費用、営業費及び一般管理費を控除し、その他の収支（その他経常収益－その他経常費用）を加味したものをいいます。

(5) 正味支払保険金

(単位:千円)

項目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	16,124	100%	18,085	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	16,124	100%	18,085	100%

*正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

(6) 元受正味保険金

(単位:千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		322,492	100%	361,709	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		322,492	100%	361,709	100%

*元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

(7) 回収再保険金

(単位:千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		306,368	100%	343,624	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		306,368	100%	343,624	100%

3. 保険契約に関する指標

(1) 契約者配当金の額

該当ありません。

(2) 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

項目	年度	2021年度			2022年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火 災		20.5%	27.5%	48.0%	21.7%	△75.0%	△53.3%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		20.5%	27.5%	48.0%	21.7%	△75.0%	△53.3%

* 正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

* 正味事業費率＝正味事業費（事業費＋保険業法第113条繰延額（△）＋保険業法第113条繰延資産償却費－再保険手数料）÷正味収入保険料

* 正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

項目	年度	2021年度			2022年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		34.2%	118.5%	152.7%	30.5%	85.4%	115.9%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		34.2%	118.5%	152.7%	30.5%	85.4%	115.9%

*発生損害率＝当期発生保険金等÷当期既経過保険料

*事業費率＝事業費（事業費＋保険業法第113条繰延額（△）＋保険業法第113条繰延資産償却費）÷
当期既経過保険料

*合算率＝発生損害率＋事業費率

(4) 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

2021年度		2022年度	
出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5社の出再保険料の割合	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5社の出再保険料の割合
2社	100%	5社	100%

(5) 支払保険料の格付けごとの割合

2021年度		2022年度	
格 付 け 区 分	出再保険料のおける割合	格付け区分	出再保険料のおける割合
A ー 以 上	100%	A ー 以 上	100%
B B B 以 上	—	B B B 以 上	—
そ の 他	—	そ の 他	—
合 計	100%	合 計	100%

*格付け区分はS&P社の格付けを使用しています。

*各年度3月末時点の格付けに基づいています。

(6) 未収再保険金の額

(単位:千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		21,440	100%	79,138	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		21,440	100%	79,138	100%

4. 経理に関する指標等

(1) 支払備金

(単位:千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		5,836	100%	8,296	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		5,836	100%	8,296	100%

(2) 責任準備金

(単位:千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		82,952	100%	97,045	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		82,952	100%	97,045	100%

(3) 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

(4) 損害率の上昇に対する経常利益の変動

(単位:千円)

損 害 率 の 上 昇 シ ナ リ オ	元受発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。			
計 算 方 法	正味既経過保険料×1%			
経 常 利 益 の 減 少 額	2021年度	501	2022年度	673

5. 資産運用に対する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位:千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金		468,901	68.2%	547,570	69.0%
金 銭 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		—	—	—	—
運 用 資 産 計		468,901	68.2%	547,570	69.0%
総 資 産		687,862	100.0%	793,043	100.0%

(2) 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金		—	—	—	—
金 銭 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		—	—	—	—
運 用 資 産 計		—	—	—	—
総 資 産		—	—	—	—

(3) 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

(4) 保有有価証券の利回り

該当ありません。

(5) 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

6. 責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

項目	年度	2022年度			
		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合 計
火 災		79,257	17,787	—	97,045
そ の 他		—	—	—	—
合 計		79,257	17,787	—	97,045

7. ソルベンシー・マージン比率

(単位:千円)

	2021年度	2022年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	691,522	805,642
① 純資産の部の合計額(繰延資産等控除後の額)	496,662	578,044
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	15,149	17,787
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%または100%)	—	—
⑥ 土地の含み損益(85%または100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	179,710	209,810
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
⑪ 控除項目(—)	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	49,327	61,536
保険リスク相当額	28,738	44,125
R1 一般保険リスク相当額	6,375	10,849
R4 巨大災害リスク相当額	22,363	33,275
R2 資産運用リスク相当額	25,091	24,598
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	—	—
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	24,861	24,515
再保険回収リスク相当額	230	83
R3 経営管理リスク相当額	1,076	1,374
ソルベンシー・マージン比率 (1) / { (1 / 2) × (2) }	2,803.8%	2,618.4%

* ソルベンシー・マージン比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

ソルベンシー・マージン比率とは

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予想を超える危険が発生した場合でも十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額（表の(2)）」に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力（表の(1)）」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのがソルベンシー・マージン比率です。
- 前ページ(1)の、ソルベンシー・マージン総額（少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- 前ページ(2)の、リスクの合計額（通常の予測を超える危険）とは、

一般保険リスク（保険引受上の危険）	：	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険
巨大災害リスク（巨大災害に係る危険）	：	通常の予測を超える巨大災害（伊勢湾台風相当）により発生しうる危険
資産運用リスク（資産運用上の危険）	：	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生しうる危険
経営管理リスク（経営管理上の危険）	：	業務の運営上、通常の予測を超えて発生しうる危険で上記のリスク以外のもの
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつで、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

8. 時価情報等

- (1) 有価証券
該当ありません。
- (2) 金銭の信託
該当ありません。

経理の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科目	年度 (2022年 3月31日現在)	2021年度 (2022年 3月31日現在)	2022年度 (2023年 3月31日現在)	比較増減	科目	年度 (2022年 3月31日現在)	2021年度 (2022年 3月31日現在)	2022年度 (2023年 3月31日現在)	比較増減
(資産の部)					(負債の部)				
現金及び預貯金	468,901	547,570	78,669		保険契約準備金	88,789	105,342	16,553	
現金	7	22	15		支払備金	5,836	8,296	2,460	
預貯金	468,893	547,548	78,655		責任準備金	82,952	97,045	14,093	
有形固定資産	3,452	6,164	2,712		代理店借	—	—	0	
建物附属設備	3,362	5,909	2,547		再保険借	31,455	31,827	372	
その他有形固定資産	90	254	164		その他負債	70,955	77,829	6,874	
無形固定資産	—	4,574	4,574		未払法人税等	1,871	15,687	13,816	
ソフトウェア	—	4,574	4,574		未払金	67,855	61,360	△ 6,495	
代理店貸	656	—	△ 656		未払費用	712	—	△ 712	
再保険貸	22,985	8,353	△ 14,632		預り金	167	293	126	
共同保険貸	122,891	150,407	27,516		仮受金	347	488	141	
その他の資産	39,714	61,027	21,313		負債の部合計	191,199	214,998	23,799	
未収金	—	—	0		(純資産の部)				
前払費用	34,881	52,986	18,105		資本金	50,000	50,000	0	
預託金	2,725	5,796	3,071		利益剰余金	485,882	567,264	81,382	
仮払金	1,661	2,213	552		その他利益剰余金	485,882	567,264	81,382	
未収法人税等	—	—	0		繰越利益剰余金	485,882	567,264	81,382	
その他	446	30	△ 416		自己株式(△)	△ 39,220	△ 39,220	0	
繰延税金資産	17,259	1,945	△ 15,314		株主資本合計	496,662	578,044	81,382	
供託金	12,000	13,000	1,000		純資産の部合計	496,662	578,044	81,382	
資産の部合計	687,862	793,043	△105,181		負債・純資産の部合計	687,862	793,043	105,181	

会計監査について

2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の計算書類につきましては、会計監査役の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

【2022年度 貸借対照表の注記事項】

1. 有形固定資産の減価償却は定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)、無形固定資産の減価償却は定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
2. 消費税等の会計処理方法は免税事業者につき税込み方式を採用しております。
3. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、契約金額が300万円未満のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 保険料、保険金、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
5. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類に計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものに該当する事項はありません。
6. 有形固定資産の減価償却額累計額は 1,392千円です。
7. 繰延税金資産の総額は 1,945千円で、その主な内訳はIBNR備金630千円及び税務上の繰越欠損金1,021千円によるものです。
8. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	165,935千円
同上にかかる出再支払備金	157,639千円
差引	8,296千円

9. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金	79,257千円
異常危険準備金	17,787千円
合計	97,045千円

10. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンスリースにより使用しております。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

代理店貸等にかかる信用リスクについては適切に管理しリスク軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当社の金融商品（預貯金、共同保険貸、再保険貸、再保険借等）はいずれも短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

12. 1株あたりの純資産額は 2,223,248円12銭です。

算定上の基礎である純資産の部の合計額及び普通株式に係る当期末の純資産額はいずれも578,044千円、

1株当たり純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は260株であります。

13. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位:千円)

科目 \ 年度	2021年度	2022年度	比較増減
経常収益	3,165,378	3,377,777	212,399
保険料等収入	3,160,329	3,372,419	212,090
保険料	1,632,117	1,745,080	112,963
再保険収入	1,528,211	1,627,338	99,127
回収再保険金	306,368	343,624	37,256
再保険手数料	1,165,840	1,211,953	46,113
再保険返戻金	56,003	71,759	15,756
責任準備金等戻入額	—	—	0
責任準備金戻入額	—	—	0
支払備金戻入額	—	—	0
資産運用収益	—	6	6
利息及び配当金収入	—	6	6
その他利息配当金	—	6	6
その他経常収益	5,048	5,351	303
経常費用	3,129,046	3,261,618	132,572
保険金等支払金	1,931,963	2,095,098	163,135
保険金	322,492	361,709	39,217
解約返戻金	58,950	75,536	16,586
その他返戻金	144	505	361
再保険料	1,550,375	1,657,346	106,971
責任準備金等繰入額	9,588	16,553	6,965
責任準備金繰入額	8,599	14,092	5,493
支払備金繰入額	988	2,460	1,472
事業費	1,187,494	1,149,397	△ 38,097
営業費及び一般管理費	1,186,452	1,148,252	△ 38,200
税金	381	398	17
減価償却費	660	746	86
その他経常費用	—	570	570
経常利益	36,332	116,158	79,826
特別利益	—	—	0
特別損失	—	3,078	3,078
固定資産除却損	—	3,078	3,078
税引前当期純利益	36,332	113,079	76,747
法人税及び住民税	1,675	16,383	14,708
法人税等調整額	8,483	15,314	6,831
当期純利益	26,173	81,381	55,208

【2022年度 損益計算書の注記事項】

1. 正味収入保険料の内訳は以下のとおりであります。

保険料	1,745,080千円
再保険返戻金	71,759千円
小計(イ)	1,816,839千円
再保険料	1,657,346千円
解約返戻金等	76,041千円
小計(ロ)	1,733,387千円
差引(イーロ)	83,452千円

2. 正味支払保険金の内訳は以下のとおりであります。

保険金等	361,709千円
回収再保険金	343,624千円
差引	18,085千円

3. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、以下のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	49,214千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	46,752千円
差引	2,460千円

4. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、以下のとおりであります。

当年度普通責任準備金(イ)	79,257千円
前年度普通責任準備金(ロ)	67,803千円
異常危険準備金繰入額(ハ)	2,638千円
差引(イ)－(ロ)＋(ハ)	14,092千円

5. 利息及び配当金等収入の資産源泉別内訳は次のとおりであります。

供託金利息	6千円
-------	-----

6. 1株あたりの当期純利益は、313,007円44銭です。

1株あたりの当期純利益の算出には、期中平均発行済株式数（1,000株）から期中平均自己株式数（740株）を控除した260株で算出しています。

7. 関連当事者等との取引

(単位:千円)

種類	親会社の子会社	
会社等の名称	SBI日本少額短期保険株式会社	
議決権等の所有割合	なし	
関連当事者との関係	共同保険に係る関連業務委託契約	
取引の内容	共同保険に関する保険料、保険金、解約返戻金、代理店手数料等に係るネット取引(注1)	業務委託(注2)
取引金額	—	270,409
科目	共同保険貸	未払金
期末残高	150,407	55,251

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託契約及び付帯覚書による共同保険諸勘定に係る経理決済ルールに基づき、合理的な条件で決定しております。

(注2) 価格交渉の上、合理的な条件で業務委託契約を締結しております。

8. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

科目	年度	2021年度	2022年度
		2021年4月1日から2022年3月31日まで	2022年4月1日から2023年3月31日まで
株主資本			
資本金			
前期末残高		50,000	50,000
当期変動額		—	—
新株の発行		—	—
当期末残高		50,000	50,000
資本剰余金			
資本準備金		—	—
その他資本剰余金		—	—
利益剰余金			
利益準備金		—	—
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		459,709	485,882
当期変動額		26,173	81,381
当期純利益		26,173	81,381
当期末残高		485,882	567,264
利益剰余金合計			
前期末残高		459,709	485,882
当期変動額		26,173	81,381
当期末残高		485,882	567,264
自己株式			
前期末残高		△ 39,220	△ 39,220
当期変動額		—	—
当期末残高		△ 39,220	△ 39,220
株主資本合計			
前期末残高		470,489	496,662
当期変動額		26,173	81,381
当期末残高		496,662	578,044
評価・換算差額等		—	—
新株予約権		—	—
純資産合計			
前期末残高		470,489	496,662
当期変動額		26,173	81,381
当期末残高		496,662	578,044

【2022年度 株主資本等変動計算書の注記事項】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	1,000株	—	—	1,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	740株	—	—	740株

3. 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

4. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科目	年度	2021年度	2022年度
		2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		26,173	113,079
減価償却費		688	746
保険業法第113条繰延資産償却費		—	—
支払備金の増加額 (△は減少)		988	2,460
責任準備金の増加額 (△は減少)		8,599	14,092
契約者配当準備金繰入額		—	—
貸倒引当金の増加額 (△は減少)		—	—
賞与引当金の増加額 (△は減少)		—	—
退職給付引当金の増加額 (△は減少)		—	—
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少)		—	—
価格変動準備金の増加額 (△は減少)		—	—
利息及び配当金等収入		—	—
有価証券関係損益 (△は益)		—	△ 6
支払利息		—	—
為替差損益 (△は益)		—	—
有形固定資産関係損益 (△は益)		—	3,078
代理店貸の増加額 (△は増加)		△ 654	656
再保険貸の増加額 (△は増加)		94,977	14,632
前払費用の増加額 (△は増加)		6,522	△ 52,128
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の 増減額 (△は増加)		14,365	—
代理店借の増加額 (△は減少)		△ 14,847	—
再保険借の増加額 (△は減少)		△ 53,107	371
前受収益の増加額 (△は減少)		△ 14,276	—
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の 増減額 (△は減少)		△ 805	△ 32,284
その他		△ 42,890	△ 4,054
小 計		25,741	60,644
利息及び配当金等の受取額		—	6
利息の支払額		—	—
契約者配当金の支払額		—	—
その他		—	—
法人税等の支払額		10,355	29,129
営業活動によるキャッシュ・フロー		36,097	89,780
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		—	—
預貯金の純増減額 (△は増加)		—	—
有価証券の取得による支出		—	—

科目	年度	2021年度	2022年度
		2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
有価証券の売却・償還による収入		—	—
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		—	—
有形固定資産の取得による支出		—	△ 6,286
無形固定資産の取得による支出		—	△ 4,824
その他		—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		—	△ 11,111
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		—	—
借入金の返済による支出		—	—
社債の発行による収入		—	—
社債の償還による支出		—	—
株式の発行による収入		—	—
自己株式の取得による支出		—	—
配当金の支払額		—	—
その他		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		36,097	78,668
VI 現金及び現金同等物期首残高		432,804	468,901
VII 現金及び現金同等物期末残高		468,901	547,570

【2022年度 キャッシュ・フロー計算書の注記事項】

1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金です。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金勘定	547,570千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	547,570千円

3. 記載金額は、記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

▶ コーポレートデータ

会社の沿革・株式・役員……………	41
------------------	----

SBI 常口セーフティ少額短期保険株式会社の沿革

2005年 8 月31日	株式会社常口セーフティを設立
2006年12月 1 日	少額短期保険準備会社として登録 本社所在地 札幌市中央区南九条西3丁目2番16号 東京事務所 千葉市中央区栄町36番10号
2008年 5 月30日	北海道財務局長（少額短期保険）第1号として登録 常口セーフティ少額短期保険株式会社として営業開始 常口マイタウン共済会より「セーフティ生活保険プラン（共済）契約」を包括移転
2008年 7 月30日	資本金を1000万円から、5000万円へ増資
2008年 9 月30日	常口マイタウン共済会より「生活復旧費用プラン保険（共済）契約」を包括移転
2008年10月30日	東京事務所を廃止、システム部を本社に集約
2009年 3 月 1 日	本社を富士火災札幌ビルに移転
2016年10月11日	本社を岡本ビルに移転
2020年 9 月30日	SBI少短保険ホールディングス株式会社による当社株式の取得完了により完全子会社となる。
2021年 2 月 1 日	SBI日本少額保険株式会社と「みんなの部屋保険G4」の共同保険契約引受けを開始する。
2022年12月18日	SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社に社名変更。 本社を北一条三井ビルディングに移転。

株式に関する事項

株主名：SBI少短保険ホールディングス株式会社
 持株数：260株
 割 合：100% （発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合（%））

役員に関する事項

地 位	氏 名
代表取締役社長	並 木 譲 平
取締役（非常勤）	長 澤 信 之
取締役（非常勤）	高 田 和 弘
監査役（社外）	岡 野 芳 郎

SBI 常口セーフティ少額短期保険株式会社

〒060-0001 札幌市中央区北一条西五丁目2番地9 北一条三井ビルディング5階

家財補償プラン（賃貸住宅災害時生活復旧費用保険）に関してのご連絡先

お客様相談室：011-271-8816

事故受付専用：0120-889-212

Fax：011-271-8817

夜間（平日 9:00～17:00 以外）および土日祝日の事故受付は：0120-575-377

ホームページ：<https://www.safesafe.co.jp/>

営業時間：平日 9:00～17:00（土日・祝祭日・年末年始を除く）

みんなの部屋保険G4（賃貸住宅総合保険 2021）に関してのご連絡先

ご質問、ご相談（カスタマーセンター）：0120-080-828

事故受付専用（事故受付センター）：0120-308-838



SBI JOGUCHI SAFETY SSI
<https://www.safesafe.co.jp/>